

共生型児童発達支援事業所

デイサービス桜花 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、エフビー介護サービス株式会社（以下「事業者」という。）が開設するデイサービス桜花（以下「事業所」という。）において実施する共生型障害児通所支援の児童発達支援（以下「共生型児童発達支援」という。）に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共生型児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び通所給付決定を受けた保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者をいう。以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障がい児及び保護者（以下「障がい児等」という。）の立場に立った適切な共生型児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 二 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、障がい児等の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。
- 三 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第66号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービス桜花
- (2) 所在地 長野県小諸市大字八満 6 8 番地 1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、従業者の管理、共生型児童発達支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共生型児童発達支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名以上
児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。
ア 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障がい児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメ

ント」という。)を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する共生型放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障がい児等の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共生型放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、共生型放課後等デイサービスを提供する上での留意事項等を記載した通所支援計画の原案を作成すること。
- ウ 通所支援計画の原案の内容を障がい児等に対して説明し、文書により障がい児等の同意を得た上で、作成した通所支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- エ 通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（障がい児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画を変更すること。
- オ 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。
- カ 障がい児等の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行うこと。
- キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 1名以上

児童指導員は、共生型児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら共生型児童発達支援の提供に当たる。

(4) 指導員 1名以上

指導員は、共生型児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら共生型児童発達支援の提供に当たる。

(5) 看護職員 2名以上

看護職員は、当該事業所を利用する障がい児の健康管理及び心身状況の把握を行う。

(6) 機能訓練担当職員 1名以上

機能訓練担当職員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(7) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、共生型児童発達支援の単位ごとに提供を行う時間帯を通じて、専ら共生型児童発達支援の提供に当たる。

(8) 事務職員 1名

事務職員は、事務全般の業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 8時30分から17時30分(9時間)までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

(共生型児童発達支援の内容)

第7条 事業所で行う共生型児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 通所支援計画の作成

(2) 基本事業

ア 日常生活訓練

イ 集団生活適応訓練

ウ 創作的活動

エ 生活相談

オ 介護方法の指導

カ 健康指導

(3) 介護サービス

更衣、排泄等の身体介助

(4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行う。

ニ 前項に規定するもののほか、給食サービスを行うものとする。

(共生型児童発達支援を提供する主たる対象者)

第8条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

(身体拘束)

第9条 共生型児童発達支援のサービス提供において、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

二 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

三 「身体拘束廃止委員会」を設置すると共に、研修会等に参加させるなどして職員の自己啓発に努め、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むものとします。

四 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 共生型児童発達支援を提供した際には、保護者から当該児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

二 法定代理受領を行わない共生型児童発達支援を提供した際は、前項に掲げる共生型児童発達支援に係る利用者負担額のほか、保護者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。

三 前項に定めるもののほか、必要に応じて保護者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用として、

昼食代 1食 800円（おやつ代含む）

おやつのみ 100円

(2) レクリエーション活動費の材料代等。（実費）

(3) その他共生型児童発達支援において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その保護者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収します。

四 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

五 第一項から第三項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、小諸市・佐久市（旧佐久市内）・御代田町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 障がい児等は、共生型児童発達支援の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。又、看護師がバイタルチェックを行う際や、送迎時に不調があれば申し出ること。
- (2) 施設内の設備、備品等の使用に当たっては、管理者及び従業者の指示のもとに適切に利用すること。
- (3) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。

(緊急時における対応)

第13条 共生型児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は障がい児の主治医（以下「協力医療機関等」という）へ連絡するなど適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 二 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時における対応)

第14条 共生型児童発達支援を実施中に、事故が発生した場合には、直ちに市町村、県及び当該障がい児の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 二 共生型児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は常に災害事故防止と障がい児の安全確保に努めるものとする。

- 二 管理者は、防火管理者を選任する。
- 三 災害発生時に際しての避難すべき場所を予め定めておくこと。
- 四 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 五 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき年に2回、避難及び救出、その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第16条 当事業所は、施設、食器、その他の設備、飲料水について衛生的な管理に努め、保健所の助言指導のもとに食中毒、感染症の防止を図ります。

(苦情解決)

- 第17条 事業所は、提供した共生型児童発達支援に関する障がい児等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 二 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 三 提供した共生型児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により市町村又は長野県知事が行う報告若しくは文書、その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書、その他の物件の検査に応じ、及び障がい児等及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 四 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかできる限り協力するものとする。

(虐待防止等のための措置)

- 第18条 事業者は、障がい児等の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (6) 虐待防止のための指針の整備
- (7) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (8) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人などを障がい児等を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる障がい児等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、障がい児等に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(個人情報の保護)

- 第19条 事業所は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 二 事業所の従業者は、その業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 三 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た障がい児等及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業所は他の共生型障害児通所支援事業者等に対して、障がい児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障がい児等及びその家族の同意を得るものとする。

(協力医療機関)

第20条 事業所は障がい児の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関	鳥山クリニック 長野県小諸市八満187番地1 電話 0267-26-0308
--------	---

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年12回

- 二 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 三 事業所は、障がい児等に対する共生型児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該共生型児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 四 事業所は、共生型児童発達支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、2020年4月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2021年9月1日から施行する。

この規程は、2021年11月1日から施行する。

この規程は、2022年2月1日から施行する。

この規程は、2022年5月1日から施行する。

この規程は、2022年11月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。

この規程は、2025年4月1日から施行する。